株式会社 オープンドア 定款

平成　９年　４月　１日　作成
平成　９年　４月　９日　公証人認証
平成　９年　４月２１日　会社成立

２０２１年　６月２３日　最終改正

定　　款

第１章　　総　則

（商号）

第1条　　当会社は、株式会社オープンドアと称し、英文では、Open Door Inc.と表示する。

（目的）

第2条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

別紙のとおり

（本店の所在地）

第3条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第4条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

（公告方法）

第5条　　当会社の公告は、電子公告により行う。

２．　事故その他やむを得ない事由によって公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）

第6条　　当会社の発行可能株式総数は、122,400,000株とする。

（自己株式の取得）

第7条　　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第9条　当会社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第12条　当会社は、毎年３月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．　前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　　株主総会

（招集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第309条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．　前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役は、８名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、退

任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３．　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条　当会社は、取締役会の決議事項について取締役が提案した場合において、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

４．　補欠監査役の選任決議の定足数は、第２項の規定を準用する。

５．　第３項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤監査役）

第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第36条　監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第38条　当会社の監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第40条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第41条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第42条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

２．　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　算

（事業年度）

第44条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（期末配当金）

第45条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第46条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第47条　期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

２．　未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附　則

平成12年５月23日改正
平成12年６月15日改正
平成12年８月29日改正
平成13年６月21日改正
平成13年９月27日改正
平成14年６月27日改正
平成15年６月27日改正
平成16年３月12日改正
平成17年６月24日改正
平成18年６月28日改正
平成26年６月26日改正
平成26年12月10日改正
平成27年６月25日改正
平成27年10月２日改正
平成27年10月21日改正

平成28年５月12日改正
平成29年12月15日改正
2019年6月26日改正
2021年6月23日改正

（別　紙）

目　的

１　　インターネットを利用した各種情報提供サービス
２　　インターネットのホームページの企画、製作、立案及び管理業務
３　　インターネットを利用した広告及び宣伝業務
４　　インターネット接続サービス業
５　　各種情報収集、情報処理、情報提供、コンサルティング及びマーケティング業務
６　　情報ネットワークシステムの企画、設計及び管理業務
７　　各種システム、ソフトウェア及びハードウェアの開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理及びこれらの仲介業務
８　　インターネットによる通信販売及び仲介業務
９　　宅地建物取引業
１０　有料職業紹介事業
１１　旅行業
１２　古物の売買、輸出入及びその仲介業務
１３　各種損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
１４　旅館業法に定める旅館業
１５　金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業、金融商品仲介業、投資業、貸金業、資金移動業、収納代行業、前払式支払手段の発行及び販売、暗号資産交換業、電子決済等代行業並びにその他金融業務
１６　その他適法な一切の事業